

第 6 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和 7 年 3 月 13 日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和7年3月13日（木曜日）

午前9時57分開議

午後0時3分閉会

本日の会議に付した事件

議案第36号 令和7年度熊本県一般会計予算

議案第38号 令和7年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第51号 令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

議案第56号 令和7年度熊本県病院事業会計予算

議案第66号 熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議案第68号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 財産の無償貸付けについて

議案第82号 財産の無償貸付けについて

議案第83号 財産の無償貸付けについて

議案第88号 権利の放棄について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

②こどもまんなか熊本・実現計画の策定について

③熊本県社会的養育推進基本計画の改定（中間見直し）について

令和6年度厚生常任委員会における取組の成果について

出席委員(8人)

委員長 高 島 和 男

副委員長 堤 泰 之

委員 藤 川 隆 夫

委員 溝 口 幸 治

委員 西 聖 一

委員 岩 本 浩 治

委員 本 田 雄 三

委員 杉 寛 ミ カ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 下 山 薫

政策審議監 鉦 本 亮 太

医 監 池 田 洋一郎

長寿社会局長 篠 田 誠

子ども・

障がい福祉局長 永 野 茂

健康局長 椎 場 泰 三

健康福祉政策課長 入 田 秀 喜

健康危機管理課長 弓 掛 邦 彦

高齢者支援課長 久保田 健 二

認知症施策・

地域ケア推進課長 永 野 千 佳

社会福祉課長 富 安 智 詞

首席審議員

兼子ども未来課長 竹 中 良

子ども家庭福祉課長 中 村 寿 克

障がい者支援課長 高三渚 晋

医療政策課長 笠 新

国保・高齢者医療課長 浦 田 武 史

健康づくり推進課長 小 夏 香

薬務衛生課長 境 啓 満

病院局

病院事業管理者 平 井 宏 英
総務経営課長 米 田 健 人

事務局職員出席者

議事課主幹 荒 木 洋
政務調査課主幹 内 布 志保美

午前9時57分開議

○高島和男委員長

ただいまから第6回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、下山健康福祉部長。

○下山健康福祉部長 健康福祉部関係の議案等の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回の委員会では、令和7年度当初予算として、健康福祉部が3議案、病院局が1議案の計4議案、条例等議案が8議案、その他報告3件の審議をお願いしております。

まず、予算関係について御説明をいたします。

厚生常任委員会説明資料の厚いほうの1ページに総額等を示しております。

予算関係につきましては、議案第36号になります。令和7年度熊本県一般会計予算において、総額1,685億2,000万円余を計上しております。

令和7年度当初予算においては、くまもと新時代共創基本方針に基づき、こどもまんなか熊本の実現や人生100年時代に向けた医

療、福祉、介護サービスの提供体制の確保、地域共生社会の実現に向けた施策の推進に必要な予算を計上しております。

その主な内容ですが、まず、こどもまんなか熊本の実現に向けた取組です。

妊娠、出産に対する支援として、不妊治療に対する助成や産後ケア等の実施により、妊娠、出産の希望がかなう社会づくりを目指します。

また、保育士の確保対策に向けた取組や、こども食堂及び地域の学習教室など地域全体で子供の育ちを応援する居場所づくりを推進します。

さらに、今年度策定予定のこどもまんなか熊本・実現計画に掲げる重要事項等に沿って、全庁挙げて子供施策を推進してまいります。

次に、人生100年時代に向けた医療、福祉、介護サービスの提供体制確保に係る取組です。

介護サービス事業所におけるロボットやICTといった介護テクノロジーの導入など、勤務環境改善への取組への支援や人材確保対策に取り組んでまいります。

次に、地域共生社会の実現に向けた取組です。

障害者のICTを活用した意思疎通支援の強化等により、ICTの利用機会の拡大やその活用能力の向上を図り、自立支援と社会参加を促進します。

また、工賃向上に向けた支援や農福連携による支援にも引き続き取り組んでまいります。

さらに、各種支援と連動する療育手帳の交付についても、出張判定により、申請や利用者等の利便性の向上を図ります。

このほか、オープンから1年を迎えますアニマルフレンズ熊本における動物愛護の取組をより一層強化してまいります。

続きまして、議案第38号、令和7年度熊本

県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算につきましては、独り親家庭等を対象にした各種貸付金等として、総額1億1,000万円余を計上しております。

さらに、議案第51号、令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算につきましては、市町村への交付金や関係機関への納付金、拠出金など、総額1,829億8,000万円余を計上しています。

以上、特別会計を含めた健康福祉部の令和7年度の当初予算総額は、3,516億2,000万円余となります。

次に、条例等関係につきましては、議案第66号、熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について外7議案を提案しております。

このほか、その他報告事項としまして、今年度策定及び改定予定の計画3件について、パブリックコメント後の修正点などについて御報告をさせていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○高島和男委員長 引き続き、担当課長から議案第36号の説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

当初予算関係説明資料2ページをお願いいたします。

当課の当初予算、その主なものを御説明させていただきます。

まず、社会福祉総務費でございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

1、職員給与費は、現時点で見込まれます職員数や給与額を基に計上しております。この後、各課の説明欄に職員給与と記載しているものがございますが、それらについては同様

の趣旨でございますので、以降の説明は省略させていただきます。

続きまして、2、民生委員費につきましては、民生委員、児童委員の活動等に要する経費です。

その下、3ページをお願いいたします。

(3)地域の縁がわづくり推進・支援事業は、地域福祉活動の拠点の一つ、地域の縁がわの普及と活動の充実を図るための相談窓口の設置等に要する経費、また、(4)の地域福祉総合支援事業は、地域の縁がわ等の活動を行う団体への助成等に要する経費です。

(6)地域共生社会推進事業は、市町村において様々な課題を抱える方々を包括的に支援する体制の整備に要する経費です。

4ページをお願いいたします。

4ページ中ほどの(8)地域の人づくり推進・支援事業は、地域福祉を担う人材を育成するための経費です。

その下、5ページの(4)の住まいの再建支援事業は、被災者の住まいの再建に向けて県が実施しております自宅再建に係る利子助成に要する経費です。

6ページをお願いいたします。

7のやさしいまちづくり事業費は、障害者等向け駐車場の利用のためのハートフルパスや、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークの普及等に要する経費です。

その下の7ページの上段、災害救助費は、熊本地震及び令和2年7月豪雨に係る経費で、住まいの再建により応急仮設住宅の整備等が進んだことにより、前年度に比べまして大幅な減額となっております。

8ページをお願いいたします。

上から2つ目の(3)健康福祉推進体制強化・人づくり事業は、健康福祉部における職員研修及び公衆衛生医師確保等に要する経費です。

その下、9ページの上段、保健環境科学研

究所費は、電気設備改修工事が今年度で完了いたしましたことから、前年度比較で減額となっております。

10ページを御覧ください。

債務負担行為の設定でございます。

保健・医療・福祉関係業務は、令和7年度から令和11年度までの5年間で新型インフルエンザ関連の業務委託を行うもので、令和8年度以降の債務負担行為の設定をお願いしております。

健康福祉政策課は以上です。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

11ページをお願いします。

主なものについて御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

説明欄の3の肝炎対策事業でございますが、これは、B型肝炎及びC型肝炎の患者の方の治療に伴う医療費の助成や肝炎ウイルス検査等に要する経費でございます。

次に、下段の結核対策費でございます。

説明欄の1の結核患者医療費でございますが、これは、感染症法に基づき入院勧告を行った際の医療費等について助成するものでございます。

次に、12ページをお願いします。

下段の予防費でございます。

説明欄の1の(2)の感染症指定医療機関運営指導費でございますが、これは、感染症病床を確保する医療機関に対する運営費及び施設整備に要する経費でございます。

13ページをお願いいたします。

説明欄の1の(4)の新型コロナウイルス感染症医療費助成事業でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費の月遅れ請求等への支払いに要する経費でございます。

14ページをお願いいたします。

下段の食品衛生指導費でございます。

説明欄の1の(1)の食品営業監視事業でございますが、これは、食品営業施設の許可や監視指導、国際的な食品衛生管理の手法であるHACCPの導入推進等に要する経費でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

説明欄の2の(1)の食品検査指導事業でございますが、これは、県内に流通する食品の安全を確保するため、違反食品を流通から排除するとともに、違反の原因究明及び再発防止対策に要する経費でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

説明欄の4の(5)の対米等輸出食肉検査事業でございますが、これは、輸出に対応した食肉検査体制の整備に要する経費でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

こちらは環境整備費でございます。

説明欄の1の(2)の動物愛護管理事業でございますが、これは、県の動物愛護センター、アニマルフレンズ熊本や、各保健所における犬、猫の飼養、管理、譲渡等の動物愛護業務の委託に要する経費でございます。

説明欄の2の動物愛護推進事業でございますが、これは、アニマルフレンズ熊本における動物愛護の啓発教育や、保護した犬、猫の譲渡促進、避妊去勢手術のほか、熊本市東区にある県の動物愛護センター別館の改修等に要する経費でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

こちらは債務負担行為の設定でございます。

動物愛護センター別館の老朽化に伴う施設改修について、単年度では整備ができないことにより、複数年の契約を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

健康危機管理課は以上でございます。

○久保田高齢者支援課長 高齢者支援課で

ざいます。

説明資料19ページをお願いいたします。

上段、社会福祉総務費の右側説明欄1、社会福祉諸費の(2)介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(経済対策分)は、修学資金の貸付け等を行う県社協に対する補助でございます。

下段の老人福祉費の2、高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業は、利用料の一部を減免する軽費老人ホームに対し補助するものでございます。

20ページをお願いいたします。

3、高齢者福祉対策費の(1)施設開設準備経費助成特別対策事業は、介護施設等の開設に必要な開設前の職員の雇い上げ経費や職員の募集経費、広告、広報経費等を補助するものでございます。

(2)介護現場の勤務環境改善支援事業は、介護ロボット、ICTといった介護テクノロジーの導入をはじめ、介護現場の勤務環境改善、生産性向上に関する介護施設等からの相談に対し、ワンストップで対応する窓口を新たに開設するものでございます。

(3)は、(2)と同名の事業の経済対策分でございますけれども、こちらは、介護施設等が行う介護テクノロジーの導入に対しまして、国の経済対策を活用して支援、補助するものでございます。

(2)、(3)の2つの事業を通じまして、介護現場の勤務環境改善をこれまで以上に推進してまいります。

21ページをお願いいたします。

4、介護保険対策費の(3)介護人材キャリアパス導入等支援事業は、介護職員の処遇改善に向けて、事業所における介護職員等処遇改善加算の取得やその要件となるキャリアパスの導入等について、支援を行うものでございます。

22ページをお願いいたします。

老人福祉施設費の1、老人福祉施設整備費

の(1)介護基盤緊急整備等事業、(2)介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備支援事業は、いずれも地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用する事業でございまして、地域密着型の介護施設等の整備や介護施設におけるゾーニング環境の整備等に対しまして補助するものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

資料の23ページをお願いします。

まず、老人福祉費ですが、主な事業を御説明いたします。

説明欄の2、高齢者福祉対策費のうち、(1)認知症診療・相談体制強化事業は、認知症疾患医療センター等の認知症に係る医療体制や関係機関の連携体制、認知症の早期発見と相談体制の強化に要する経費です。

資料24ページをお願いします。

(3)権利擁護人材育成事業は、成年後見制度の利用を促進するための研修や権利擁護人材の育成等に要する経費について、市町村に助成するものです。

(4)訪問看護推進事業は、訪問看護サービスの一層の安定的な提供を図るための訪問看護ステーションへの運営経費の助成や人材確保等の取組の強化に要する経費です。

1ページ飛びまして、資料26ページをお願いします。

3、介護保険対策費の主な事業について、(1)介護給付費県負担金交付事業、(2)地域支援事業交付金交付事業、次の27ページの(3)第1号保険料県負担金交付事業は、いずれも介護保険法に基づく市町村に対する法定の負担金、交付金です。

次に、27ページ、4、介護保険財政安定化基金積立金の介護保険財政安定化基金事業ですが、これは、介護保険財政安定化基金の償還金及び運用利息の積立てです。

28ページをお願いします。

公衆衛生総務費ですが、1、保健医療推進対策費の在宅医療連携推進事業は、在宅医療を担う医療、介護等の関係機関の連携体制構築に要する経費です。

下段の医務費ですが、1、歯科行政費の在宅歯科医療機能強化事業は、県歯科医師会在宅歯科医療連携室が行う訪問歯科診療の調整や人材育成、歯科診療所が行う訪問歯科診療器材購入に要する経費について助成するものです。

認知症施策・地域ケア推進課は以上です。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

当初予算について、主なものを説明します。

資料の29ページをお願いします。

まず、右側説明欄の2、生活福祉資金貸付事業費についてですが、県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付事務経費について助成するものでございます。この中には、業務システムの更新費補助1,139万円余が含まれており、その分、前年度より増加しております。

その下の3の(2)日常生活自立支援事業は、県社会福祉協議会が行う認知症高齢者など判断能力が十分でない方に対する福祉サービスの利用援助等に要する経費について助成するものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

説明欄5の(2)小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業は、複数の小規模法人等がネットワークを構築して行います地域貢献や人材確保を目的とした法人連携の取組に対して助成するものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

遺家族等援護費についてですが、説明欄2の(1)は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定等に要する経費でございます。10年

ごとに支給していた特別弔慰金は、法改正を前提としまして、戦後80年となる令和7年度以降も支給額を増額して継続されますが、その体制整備で前年度に比べて1,369万円余増加しております。

その下の2の(2)、(3)は、県内で生活される中国残留邦人で、熊本市以外に残留しております5世帯8人に支給される支援給付金等でございます。

その下の3の遺家族等援護諸費では、関係団体に対する補助を継続するほか、戦後80年関連企画展の開催経費を計上しております。

次に、32ページをお願いいたします。

生活保護総務費についてですが、説明欄1の(2)生活困窮者総合相談支援事業は、生活困窮者に対する相談支援窓口の設置や就労支援など、包括的な支援に要する経費でございます。

(3)生活困窮者自立支援プラン推進事業は、生活困窮者に対する家計改善の助言や子供の学習生活などを支援するための経費でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

上段の扶助費についてですが、生活保護受給者の生活扶助や医療扶助等に要する経費でございます。

下段の精神保健費は、ひきこもり地域支援センターの運営等に要する経費でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

生活保護世帯進学応援資金貸付については、大学等の在学期間中は継続して資金を貸し付ける必要がありますので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

社会福祉課の説明は以上でございます。

○竹中子ども未来課長 子ども未来課です。

主なものを説明いたします。

35ページを御覧ください。

右の説明欄の上段、2、社会福祉諸費の育成医療費ですが、身体に障害がある児童や障害を残すおそれのある児童に対して、生活能力を得るために行われる医療にかかる費用の自己負担の一部について負担するものです。

36ページを御覧ください。

一番上の2、児童健全育成費の(1)多子世帯子育て支援事業については、満18歳未満の子供のうち、保育所などに入所する第3子以降の0から2歳の子供の保育料の軽減、また、無料化を行う市町村へ助成するものです。

1つ飛ばして、(3)児童健全育成事業の運営費についてですが、人件費を含む放課後児童クラブの運営費や障害児受入れに係る人件費、処遇改善などのため、納付費用を助成するものです。

(5)子育て支援強化事業費補助金は、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などを実施する市町村に対して助成するものです。

37ページをお願いします。

こちらは、(6)の子ども・子育て支援事業支援計画推進事業ですが、後ほど御報告することも計画の策定後も適切な見直しを引き続き行っていくため、有識者による県子ども・子育て会議の開催や、子供、若者、子育て世代などへの意見聴取を今後行うに当たり必要となる経費です。

その下、(9)の「くまもとスタイル」結婚推進事業ですが、結婚支援やよかボス企業などのこれまでの取組を再点検し、今後の効果的な施策につなげるための調査研究などに要する費用です。

続いて、38ページをお願いします。

こちらは、中ほどの4、保育士等確保対策費の(1)保育士人材確保事業ですが、保育士の再就職支援に要する経費や市町村が行う保育補助者雇上強化事業に要する経費について助成するとともに、来年度、新たに心理士や社会福祉士を県に配置しまして、相談対応や

巡回療法を行う予定です。

続いて、(2)の保育士養成施設に対するキャリア教育等支援事業ですが、中高生などに対する保育体験講座などの実施に取り組む指定保育士養成施設に対する助成です。

続いて、39ページをお願いします。

こちらの1の児童扶助費の子どものための教育・保育給付費についてですが、子ども・子育て支援法に基づく保育所、幼稚園、認定こども園の運営経費などについて給付するものです。

続いて、その下段のほうに市町村保育施設運営費補助の(2)病児・病後児保育総合推進事業ですが、市町村が行う病児・病後児保育事業に要する経費について助成するものです。

続いて、40ページをお願いします。

こちらの上段の4、施設職員退職共済費ですが、民間の社会福祉施設などに勤務する職員への退職金について助成するものです。

その下の1、衛生諸費の旧優生保護法補償金等支給事業についてですが、旧優生保護法に基づく優生手術ですとか、人工妊娠中絶を受けた方などに対する補償金または一時金の広報、相談事業に要する経費であります。

続いて、41ページをお願いします。

こちらの3、母子衛生費の(2)妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業ですが、令和6年度に引き続きまして、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対しまして、その分娩取扱施設までの移動にかかる交通費ですとか、分娩取扱施設の近くで待機するための宿泊費の補助を行う市町村に対する助成です。

続いて、5の母子保健対策費の(1)プレコンセプションケア普及啓発推進事業ですが、ここに今記載しておりませんが、令和7年度、新しく女性の不妊リスクなどに関する検査のモデル事業を実施する予定です。

続いて、42ページをお願いします。

(2)の産後ケア事業ですが、退院直後の母子に対しまして心身のケアや育児のサポートなどを行う市町村に対する助成です。

続いて、6の母子医療対策費の(2)小児慢性特定疾病対策事業ですが、小児慢性特定疾病に罹患している児童などについて、長期にわたる治療の医療費の負担を軽減するとともに、自立支援や成長支援を行うものです。

その下の(3)少子化対策総合交付金事業ですが、結婚、妊娠、出産、子育てに係る事業を行う市町村に対する助成を行うもので、令和7年度から、新たに保険適用外である不妊治療の先進医療への助成を予定しています。

その下、7の子ども医療費ですが、入院は中学3年生まで、通院は就学前までの医療費の自己負担分を助成した市町村に対し助成するものです。

続いて、43ページをお願いします。

こちらの下段の1、私学振興助成費の(1)私立幼稚園特別支援教育経費補助ですが、障害児を受け入れている私立幼稚園などが行う特別支援教育に必要な経費について助成するものです。

子ども未来課は以上です。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

44ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

下段、社会福祉施設費では、女性の一時保護や未然防止教育といったDV対策等に係る事業を計上しております。

説明欄1、(2)女性一時保護管理運営費では、相談員等の人件費のほかに、老朽化した一時保護所内の浴室の改修費を計上しております。

(3)困難な問題を抱える女性等支援連携強化事業では、様々な事情により困難な問題を抱える女性等への自立支援に要する経費を計上しております。

45ページをお願いいたします。

児童福祉総務費では、説明欄3、児童健全育成費におきまして、市町村による子供と家庭への支援に係る事業に対する助成経費について計上しております。

説明欄、(1)こんにちは赤ちゃん事業費等補助事業では、市町村が行う乳児家庭全戸訪問等に要する経費について計上しております。

46ページをお願いいたします。

説明欄、(5)子育て家庭支援事業では、児童虐待の未然防止のために、課題を有する子育て家庭等への支援を行う市町村への助成経費でございます。

47ページをお願いいたします。

児童措置費につきましては、予算の大きなものにつきまして御説明いたします。

説明欄1、(1)児童養護施設等及び里親委託に係る措置費につきましては、保護を要する児童の施設への措置及び里親委託に要する経費でございます。

48ページをお願いいたします。

説明欄3、児童手当費では、児童手当を支給する市町村への交付金の経費でございます。

下段、母子福祉費につきましては、主に独り親家庭への支援に要する経費でございます。

説明欄1、(2)ひとり親家庭等支援事業は、独り親等への就業相談や就業のための資格取得等に要する経費でございます。

49ページをお願いいたします。

説明欄、(4)こどもの居場所づくり支援事業は、こども食堂や地域の学習教室など、子供が気軽に集える居場所づくりに要する経費でございます。

50ページをお願いいたします。

説明欄3、児童扶養手当支給事業費は、独り親世帯等に対する児童扶養手当の支給に要する経費で、町村にお住まいの方の分を支給

いたします。

4のひとり親家庭等医療費は、市町村が実施するひとり親家庭等に係る医療費助成に要する経費です。

下段、児童福祉施設費につきましては、主なもの、51ページを御覧ください。

説明欄2、児童福祉施設整備費は、主に児童養護施設等の整備や清水が丘学園の整備に要する経費をお願いしております。清水が丘学園の整備につきましては、令和11年度の事業完了を見込んで整備を進めておりまして、新年度は、管理学習棟や体育館、のり面の型枠工事等を予定しております。

52ページをお願いいたします。

説明欄(3)の子ども虐待防止総合推進事業では、児童相談所の業務負担軽減に向けまして、児童を一時保護した際の移動に係る運転業務の民間委託など、児童相談所の体制強化の支援の充実に要する経費を計上しております。

(4)児童家庭支援センター事業は、地域において児童相談対応を行い、児童相談所機能を補完し、一方で、市町村を支援する役割を担っている県下に7つあります児童家庭支援センターの運営に要する経費でございます。

(5)里親推進事業は、主に新たに里親に登録いただける方のリクルートや、実際に子供の養育をしている里親への支援などを里親支援センターにおいて行う経費でございます。

53ページをお願いいたします。

説明欄4、児童一時保護所費でございます。児童の一時保護に要する経費を計上しております。

54ページをお願いいたします。

5の(2)児童養護施設等人材確保・育成事業につきましては、児童養護施設等の人材確保の支援といたしまして、入職後に児童指導員等の資格取得を目指す方などを新たに雇用する経費に対して助成する経費をお願いしております。

続きまして、55ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段は、条例に基づきまして、母子家庭等の児童の身元保証、契約に伴う損害賠償を担保するための予算設定をお願いするものでございます。

下段の清水が丘学園整備事業は、令和7年度から令和8年度にかけて実施する管理学習棟や体育館の建設工事について債務設定をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

○高三潜障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

56ページをお願い申し上げます。

障害者福祉費でございます。前年度比で8億500万円余の増となっております。

障害者福祉費、説明欄の1にございますけれども、障がい者扶助費、障害福祉サービス負担金、これは、市町村が支弁をするものでございますが、県の負担もございます。その所要額が増えているということが原因でございます。

次に、下段2でございます。障がい者福祉諸費でございます。

(1)のくまもと障害者社会参加DX推進事業でございます。これは、障害者のICTに関する相談対応、利用機会の拡大、あるいは活用の向上というふうなことで、支援拠点を整備、設置するものでございます。

あわせて、聴覚障害、視覚障害者の皆さん方の意思疎通支援事業に係る経費も盛り込んでいます。

次のページでございます。

(4)市町村地域生活支援事業、市町村が行います相談支援、あるいは手話通訳者の派遣といった障害者の地域生活に係る事業への助成でございます。

次の58ページ、御覧いただきます。

上段でございます。

3、障がい者福祉施設整備費の福祉センター設備関係でございます。

これは、身障福祉センターの空調設備、あるいは照明設備の改修に係る経費でございます。

中ほどの5、重症心身障がい者医療費、市町村が行います重度心身障害者への医療費助成について、その一部を助成するものでございます。

次のページでございます。

上段、7、発達障がい者支援センターに係る事業でございます。

県内にあります2つのセンター、この運営に係る経費でございます。

中段の8、知的障害者更生相談所費でございます。新規の事業でございます。

療育手帳の判定事業でございまして、近年、知的障害の申請件数が非常に伸びております関係で、申請者の利便向上のために、県内全域での出張判定に係る経費を盛り込んでおります。

次の60ページを御覧いただきます。

上段の児童措置費でございます。

説明欄にございますように、児童扶助費、障害児の施設入所、通所支援に係る県の負担金でございます。

61ページをお願い申し上げます。

前ページ、下段でございます、児童福祉施設費でございます。

主なものとしまして、こども総合療育センターの運営管理費でございます。宇城市松橋にございます、その運営経費を見込んでおります。

次に、中段の公衆衛生総務費でございます。

前年に比べて2億5,100万円余の減となっておりますけれども、これは、施設整備、精神科病院の整備ということで、建て替えに係る助成の減額によるものでございます。

次、62ページでございます。

精神保健費でございますが、主なものとして、説明欄1、精神保健費、これは、特に自殺関係、(5)ですが、自殺関係の事業を見込んでおります。引き続き、電話、SNSを活用しました相談支援事業、特に、子供の自殺対策にも取り組んでいくこととしております。

次のページでございます。

下段の県立病院の事業会計繰出金でございます。

これは、こころの医療センターへの繰出金でございます。資本的収支、施設整備の関係でございます。これに係ります繰出金の増額ということになっております。

次、64ページでございます。

債務負担行為の設定を2件お願いをしております。

身障福祉センターの空調、そして照明関係でございます。

老朽化に伴います改修でございます。工期が2か年にわたりますものですから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

障がい者支援課は以上でございます。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

資料の65ページをお願いいたします。

主なものを説明いたします。

公衆衛生総務費のうち、説明欄1、保健医療推進対策費の(3)医療施設等施設・設備整備費は、医療機関の機能拡充のための施設、設備整備に対する助成です。令和7年度は、施設整備が10医療機関、設備整備は19医療機関が取り組む予定となっております。

次のページをお願いいたします。

66ページになります。

(8)へり救急医療搬送体制推進事業は、熊本赤十字病院が行うドクターヘリ運営費等に

対する助成となっております。

次の67ページをお願いいたします。

(12)病床機能分化・連携推進事業は、地域医療構想に基づく複数の医療機関における病床機能再編のための計画策定や必要な施設整備、調査研究などに対する助成です。

ページをおめくりいただきまして、68ページをお願いいたします。

(14)産科医・新生児科医等確保事業は、医療機関が産科医や助産師に支給する分娩手当に要する経費や産婦人科専門医の育成や地域の医療機関への診療支援等を行うため、熊本大学に寄附講座を設ける経費並びに県外から産科医等を誘致する経費等への助成となっております。

1つ下、(15)病床機能再編支援事業は、地域医療構想に基づきまして、将来の医療需要の減少等を踏まえ、将来過剰となることが見込まれる病床機能の病床の再編や減少を地域の合意の下、行う際の助成です。

69ページをお願いいたします。

2の母子医療対策費の周産期医療対策事業は、周産期医療協議会の開催経費や周産期母子医療センターを担う熊本市民病院、福田病院の運営費、さらには、熊本メディカルネットワークを活用して、地域の産科診療所と周産期母子医療センターの情報連携強化の体制構築を行う熊大病院への助成です。

その下、3、地域医療介護総合確保基金積立金は、当該基金を活用します各課の事業の実施に必要な額及び基金の運用益を積み立てるものです。

おめくりいただきまして、70ページをお願いいたします。

下段の医務費のうち、2、へき地医療対策費は、12の僻地診療所と7つの僻地医療拠点病院を対象に、(1)は運営費に対する助成、(2)は施設、設備整備に要する経費に対する助成です。

71ページをお願いいたします。

下段の保健師等指導管理費のうち、説明欄

1、看護行政費の(2)看護師等養成所運営費補助事業は、県内11の養成所の運営経費に対する助成及び菊池郡市医師会立の准看護師養成所を看護師養成所に転換することに伴い実施する新校舎等の建設に対する助成です。

おめくりをいただきまして、72ページをお願いいたします。

2の看護師等確保対策費のうち、一番下の(3)医療従事者勤務環境改善推進事業は、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するため、院内保育所の運営費に対する助成や勤務環境改善に資する施設、設備の整備費に対する助成です。

次に、73ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

医師修学資金貸付につきましては、将来の地域医療を担う医師を確保するため、熊本大学医学部の地域枠で入学した学生に対しまして、卒業までの6年間、入学金、授業料のほか、生活費相当額を貸与しております。今回の債務負担行為では、令和7年度、次の4月の入学者8名に対する、2年生から6年生までの間の貸付金を計上させていただいております。

医療政策課からの説明は以上でございます。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料は、74ページをお願いいたします。

上段の国民健康保険指導費の主な事業について御説明いたします。

説明欄3の国民健康保険制度安定化対策費の国民健康保険保険基盤安定等負担金でございますが、こちらは、市町村が低所得世帯に対して行う保険料(税)の軽減等に要する費用の一部を県が負担するものでございます。対象者の減により、前年度より減額となっております。

続きまして、75ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費の主な事業について御説明いたします。

説明欄2の後期高齢者医療対策費につきましては、後期高齢者医療制度に関する県の法定負担金でございます。(1)は医療給付について、(2)は高額医療費の軽減について、(3)は低所得者の保険料軽減について、それぞれ後期高齢者医療広域連合に負担金を交付するものでございます。予算規模としましては、団塊の世代の加入によりまして、被保険者数が増加することに伴い、前年度より予算額が増額となっております。

続きまして、76ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、国民健康保険法に基づき、県の法定負担金として、一般会計から国民健康保険事業特別会計へ所要額を繰り出すものでございます。被保険者数の減少によりまして、保険給付の減のため、前年度より減額となっております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の77ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費の主な事業について御説明いたします。

まず、説明欄2、健康づくり推進費です。

(3) 歯科保健推進事業は、熊本県口腔保健支援センターの設置運営やフッ化物洗口による虫歯予防対策など、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に要する経費でございます。

78ページをお願いいたします。

(6) 健康増進計画推進事業は、くまもと21ヘルスプランに基づく啓発事業など、健康づくり県民運動等の推進に要する経費でございます。

(7) 糖尿病発症・重症化予防対策支援事業は、熊本大学病院にコーディネーターとなる特任助教を配置し、医療スタッフの養成や二次医療圏ごとの保健医療連携体制の整備に要する経費について助成するものでございます。

79ページをお願いいたします。

(9) がん相談機能発展事業は、各診療拠点病院に配置されたがん相談員を対象とした研修の実施や、がん患者の支援体制整備に要する経費でございます。

80ページをお願いいたします。

(12) 人生100年時代を見据えたがん患者支援事業、これは、既存のがん患者への支援事業を整理、組み直したもので、がん患者の治療と社会生活の両立を支援するためのアピアランスケア用品の購入支援、また、40歳未満のいわゆるAYA世代と言われる若年がん患者の在宅療養支援や妊娠の可能性を温存するための治療費の助成等に要する経費でございます。

(13) 県民の健康を支える食育推進事業は、既存の食生活関係事業に子供の頃からの減塩対策などを加えたもので、県民の健康的な食生活や食育の実践に向けた支援や糖尿病等の生活習慣病の要因である塩分過多や野菜不足の解決に向けた自然に健康になれる食環境整備に要する経費でございます。

81ページをお願いいたします。

一番下の5、原爆被爆者特別措置費は、放射能の影響で病気等の状態にある原爆被爆者の方に対し、健康管理手当など各種手当の支給を行うものでございます。

82ページをお願いいたします。

6、難病対策費です。

(1) 指定難病医療費は、難病法に基づく医療費の公費負担でございます。

下段の予防費でございます。

右側の説明欄1、ハンセン病事業費は、ハンセン病に対する正しい理解の啓発や熊本県

ハンセン病問題相談・支援センターの設置、運営に要する経費でございます。

83ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金です。

これは、市町村が実施する特定健診の実施などに必要な経費について、国保特別会計へ繰り出しするものです。

健康づくり推進課の説明は以上です。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料は、84ページからになります。

主なものについて御説明いたします。

上段の公衆衛生総務費の右側説明欄の1、保健医療推進対策費、(1)の移植医療推進普及啓発事業は、臓器移植コーディネーターの設置及び臓器移植普及啓発等に要する経費でございます。

(2)の臓器移植院内コーディネーター連携構築事業は、県内医療機関における臓器移植院内コーディネーター等の養成に要する経費でございます。

次に、下段の生活衛生指導費の右側説明欄1、生活衛生対策費、(1)生活衛生環境確保対策事業は、理容所、美容所、旅館等の生活衛生関係営業施設の開設許可及び衛生水準の維持管理状況の確認及び監視指導に要する経費でございます。

資料の85ページをお願いいたします。

2の生活衛生営業指導費は、生活衛生営業指導センターに対する運営費及び同センターが行う衛生管理に係る知識の習得など、生活衛生営業振興事業等に要する経費につきまして助成するものでございます。

次に、86ページをお願いいたします。

薬務費の右の説明欄2、薬務行政費、(1)薬事許認可事業は、薬局、医薬品販売事業者等の許認可や監視指導等に要する経費でございます。

(2)薬物乱用防止事業は、各種薬物乱用防

止の啓発及び薬物乱用防止のための相談支援体制強化に要する経費でございます。

次に、87ページをお願いいたします。

(4)かかりつけ薬剤師・薬局機能強化及び普及啓発事業は、かかりつけ薬剤師、薬局の機能強化及び薬剤師の確保等の対策等に要する経費を助成するものでございます。

薬務衛生課の説明は以上でございます。

○高島和男委員長 次に、議案第38号の説明をお願いします。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料88ページをお願いいたします。

議案第38号、母子父子寡婦福祉資金特別会計予算でございます。

この貸付金は、独り親家庭等に対し、子供の修学資金や生活資金等の各種貸付けを行うものでございます。

説明欄1、貸付金のところでございますが、近年の貸付実績を踏まえまして、必要な予算を計上いたしております。

中段の元金の部分でございますが、国から元金へ借り入れた分の償還金を計上しております。

89ページをお願いいたします。

続きまして、特別会計の債務負担行為の設定でございます。

当該貸付金につきましては、例えば、高校や大学への修学のための貸付金など、複数年にわたる貸付けもございますので、令和8年度以降の債務設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○高島和男委員長 次に、議案第51号の説明をお願いします。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者

医療課でございます。

資料は、90ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

右の説明欄をお願いいたします。

主な事業について御説明します。

まず、1の国民健康保険保険給付費等交付金でございますが、こちらは、国民健康保険事業としまして、市町村が保険給付に要する費用等について、県から市町村へ交付するものでございます。

続きまして、2の社会保険診療報酬支払基金納付金でございますが、こちらは、後期高齢者支援金をはじめとする支払基金に対する納付金となります。全体の予算規模は、被保険者数の減少のため、前年度より減額となっております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

資料は、92ページをお願いいたします。

熊本県国民健康保険事業特別会計でございます。

右側説明欄の1、健康づくり推進費の国保ヘルスアップ支援事業は、糖尿病予防に関する経費や医療費適正化に向けた取組に要する経費でございます。

健康づくり推進課は以上です。

○高島和男委員長 次に、議案第66号の説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

条例関係説明資料の1ページをお願いいたします。

議案第66号、熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容については、2ページの概要で御説明

いたします。そちらを御覧ください。

1の条例改正の趣旨でございますが、今年12月に予定しております3年に1度の民生委員の一斉改選に向けまして、市町村の区域ごとの世帯数の増減や面積等を総合的に勘案いたしまして、民生委員1人当たりの負担軽減や定員増した場合の新たな人員確保の見込みなど、市町村から聞き取った地域の実情を踏まえまして、民生委員定数の変更を行うものでございます。

2の内容についてですが、記載の8つの市町について、合計で13人の増員を行うものです。

なお、今回、条例提案に当たりまして、昨年12月から約1か月間、パブリックコメントを実施いたしましたが、意見の提出はございませんでした。

3の施行期日は、一斉改選の期日であります本年12月1日を予定しております。

健康福祉政策課は以上です。

○高島和男委員長 次に、議案第67号及び第68号の説明をお願いします。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

条例関係資料の3ページをお願いいたします。

議案第67号、熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてでございます。

内容は、14ページの資料で御説明をいたします。

これまで児童の一時保護施設の設備及び運営の基準につきましては、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を準用してまいりました。

1に記載しておりますとおり、改正児童福祉法におきまして、都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定

めなければならないとされたことを受けまして、昨年4月に内閣府より出されました設備、運営の基準を参考にいたしまして、2に記載しておりますとおり、その基準を整備するものでございます。

3の施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

次に、15ページを御覧ください。

議案第68号、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

概要につきましては、16ページにより御説明をいたします。

1の改正の趣旨でございますが、児童手当法の改正等に伴い、関係規定の整備をするものでございます。

2の(1)改正の背景に記載しておりますとおり、児童手当の対象となる児童の年齢が、15歳から18歳まで引き上げられたところでございます。また、施設入所等児童の定義に母子生活支援施設が追加されました。

これらの改正を受けまして、(2)の改正内容のところでございますが、児童手当として支払いを受けた金銭の適切な管理を行わなければならない施設といたしまして、母子生活支援施設を追加するものでございます。

今回の児童手当の対象年齢の引上げによりまして、例えば、17歳の母親が子供とともに母子生活支援施設に入所して児童手当を受給するということも想定されます。その場合、施設は、未成年である母子の児童手当を適切に管理する必要がありますことから、今回、この15条に母子生活支援施設を追加するものでございます。

3の施行期日は、公布の日からといたします。

子ども家庭福祉課からは以上でございます。

○高島和男委員長 次に、議案第69号、第81

号、第82号及び第83号の説明をお願いします。

○高三渚障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料17ページを御覧いただきます。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例でございます。

説明につきましては、21ページを御覧いただきます。

条例案の概要についてです。

まず、条例改正の趣旨でございますが、栄養士法の一部改正に伴います中身でございます。

2の内容を御覧いただきます。

記載しております17条例が対象でございます。

改正の内容でございます。各条例で定めております「栄養士」、これを「栄養士又は管理栄養士」に改正するものでございます。

施行の期日につきましては、令和7年4月1日を予定しておりますけれども、そのほかの規定の整備に伴います改正につきましては、公布日を施行期日としております。

続きまして、22ページを御覧いただきます。

財産の無償貸付けにつきましてでございます。

全部で3つの議案がございますが、いずれも平成22年度から県有地の無償貸付けを行っているものでございます。今回、県の財産条例の規定に基づきまして、引き続き、来年度から5年間の無償貸付けを行いたいと考えております。

貸付けの対象につきましては、平成22年度以前は、もともと県立施設だった施設でございます。当時、行財政改革の一環として各施設の民営化を行って、その支援策として、建物は無償譲渡、土地につきましては無償貸付けを行っているものでございます。

まず、議案第81号でございます。

熊本県あかねの里用地の無償貸付けでございます。

所在地は、熊本市東区戸島西、国体道路沿いにございます。面積は、2,500平米余りでございます。貸付けの相手は、公益社団法人熊本県精神科協会になっております。引き続き、福祉サービスを提供する施設として、継続的かつ安定的な運営を行うためでございますので、貸付けは、本年4月1日から令和12年の3月31日までの5年間としております。

次に、24ページをお願い申し上げます。

議案第82号でございます。

熊本県ひばり園等の用地の無償貸付けでございます。

所在地は2か所ございます。

1つ目が、熊本市東区長嶺南、日赤病院に隣接する所でございます。熊本県ひばり園と熊本県身体障害者能力開発センターの用地でございます。面積は、9,500平米余りでございます。

2つ目は、宇城市松橋町豊福にございます。こども総合療育センターに隣接いたします熊本県くすのき園と熊本県りんどう荘の用地でございます。貸付けの相手は、社会福祉法人熊本県社会福祉事業団でございます。貸付けの目的、貸付期間は、前の条件と同じ内容となっております。

次に、26ページでございます。

議案第83号でございます。

熊本こすもす園の用地の無償貸付けでございます。

所在地は、宇城市松橋町豊福でございます。先ほどの熊本くすのき園と隣接をしております。面積は5,700平米余り、貸付けの相手方は、社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会でございます。

こちらの貸付けの目的、貸付期間につきましても、さきの案件と同じでございます。

障がい者支援課関係の説明は以上でございます。

○高島和男委員長 最後に、議案第88号の説明をお願いします。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

資料の28ページをお願いいたします。

議案第88号、権利の放棄についてでございます。

説明は、29ページの概要を用いてさせていただきます。

内容欄の1、放棄する権利でございますが、熊本県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金返還金2,737円を放棄するものでございます。

2の権利の放棄を行う理由といたしまして、返還決定の相手方の破産により、今後回収の見込みがないためでございます。

医療政策課からの説明は以上でございます。

○高島和男委員長 続いて、病院局の審査に移ります。

まず、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

初めに、平井病院事業管理者。

○平井病院事業管理者 病院局でございます。着座にて失礼します。

資料のほうは、予算関係のほうに戻りますので、93ページのほうに進んでいただければと思います。

議案の説明に先立ちまして、県立こころの医療センターの運営状況につきまして御報告を申し上げます。

当センターでは、令和6年3月に、経営の指針となる第4次中期経営計画を策定し、当

面の目標を、令和6年度から令和8年度までの3年間で新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度の経営水準に戻すこととしております。すなわち、患者数を回復させること、また、医療スタッフを確保することでございます。

入院患者数は、今年2月までの実績でございますけれども、対前年度約113%と徐々に回復してきております。医師数につきましては、令和元年度の9人相当という状況に対して、現在6.3人相当となっております、引き続き、熊本大学、その他の医大、県内精神科病院などと連携いたしまして、医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、今後も引き続き、県内精神科医療のセーフティーネットとしての機能を維持、充実し、また、政策的、先導的精神科医療にも積極的に取り組みながら、健全で安定的な病院経営に努めてまいります。

それでは、提案しております議案第56号、令和7年度熊本県病院事業会計予算について御説明申し上げます。

当センターの管理運営に要する経費といたしましては、収益的収支で16億6,300万円余、また、設備の更新等に係る経費といたしまして、資本的収支で5億3,800万円余を計上しております、合わせますと、支出の総額が22億200万円余ということになります。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

詳細につきましては、後ほど総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高島和男委員長 引き続き、担当課長から議案第56号の説明をお願いします。

○米田総務経営課長 資料の93ページをお願いいたします。

表左側の収益的収支の収入につきまして

は、第4次中期経営計画の令和7年度目標患者数等を見込み、16億6,400万円余を、支出につきましては、16億6,300万円余を見込んでおります。損益につきましては、100万円余の黒字を見込んでおります。

次に、右側の資本的収支の収入につきましては、施設改修工事に係る企業債収入及び一般会計からの繰入金、合わせて3億9,100万円余を、支出につきましては、施設整備費及び企業債の元金償還などの費用5億3,800万円余をお願いしており、差引き1億4,600万円余のマイナスとなっておりますが、この分につきましては、当年度分損益勘定留保資金等を充当することとしております。

94ページをお願いいたします。

収益的支出について、主なものを御説明させていただきます。

右側説明欄をお願いいたします。

1の(2)材料費では、薬品費及び診療材料費等で6,500万円余、経費につきましては、清掃、警備などの業務委託や光熱費等で3億8,300万円でございます。

2の医業外費用につきましては、企業債借入れの利息分1,400万円余を計上しております。

次に、95ページをお願いいたします。

資本的支出についてでございます。

右側説明欄1の建設改良費につきましては、エレベーター改修等に伴う施設整備費や医療情報システムの機器、器械備品購入等合わせて1億7,900万円余を、2の企業債償還金につきましては、元金の償還金で3億5,400万円余をお願いしております。

総務経営課の説明は以上でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いしま

す。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 19ページの社会福祉総務費の中の(2)の介護福祉士の修学資金等貸付事業に関する話なんですけれども、実は介護現場で人手不足というのはもう顕著でありまして、なかなか募集しても人が集まらないという現状があります。その中で、介護を目指す人たちも結構今減っているような状況にあるのかと思います。

その中で、この事業に関して、今この貸付けの状況を含めて、要はこれを希望される方は増えているのかどうか。現場が減っているのに、この事業は一体どういうふうな状況になっているんだろうかってのはちょっと素朴な疑問で、そこを教えていただければと思います。

○久保田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

当事業につきましては、資料にも書いてございますが、県社協を通じて貸付事業、行っているところでございますけれども、今年度の貸付けの状況といたしましては、今年度の貸付けの決定の人数は、163人の方からの御希望で5,400万円ほどの貸付決定を行っているところでございます。こちらが修学資金の貸付けのほうです。内訳としましては、すみません、ちょっと前年度との比較の部分が手元にデータございませんので……。

○藤川隆夫委員 その件に関してちょっと分かったら教えてもらえばいいと思いますけれども、肌感覚で言うと、恐らく減ってきているのかなという思いがちょっと強いもんで、ただ、こういう事業やられてても減ってきているというこの現状に対して、やっぱり抜本

的に介護職員を増やすための事業というのをもう一回再構築して考えていかないと、恐らく、介護現場は回っていかないような状況はこれからも続くと思いますので、介護自体がより魅力あるものになっていかなきゃいけない、それが恐らく前提だと思うんですよね、この事業に対しても。

だけど、現状はそういうふうになっていない、乖離している。より賃金の高いところに人が流れていっているという現状があるので、その部分に関しては、当然これは県が独自にやれるような話じゃないと思うので、国ともある意味連携を取りながら、要は、これから高齢化社会、もう到来している中において、この介護人材がいないと、どの事業所も大変な状況になるし、高齢者にとっても不幸なことになるので、これをやっぱりきちっと対応するためには、県から様々な情報を国に提供しながら、国とともに、介護人材が働きやすい環境をやっぱりつくっていったらいいのが大事だろうというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○久保田高齢者支援課長 県社協のほうでは、当事業のほかにもいろんな就職相談会とかマッチング事業も行っておりますけれども、やはり相談件数等は前年よりも減ってきているという報告を受けておりますので、委員御指摘のとおり、しっかりと、今後、人材確保に向けて、社協ですとか事業者、国とも連携しながら、しっかり取り組んでいきたいと思っています。どうもありがとうございます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 59ページの障害者更生相談所費で、新規で、療育手帳出張判定事業ということですが、従来は更生相談所でしたかできなかったのが、今回から県内全域で

きるということになっておりますが、私の知る限りは、この精神科医が更生相談所で療育手帳の判定をされてたんですけれども、これは県内全域、大体どういうところでされるのか、お聞きしたいなど。

それと同時に、精神科医でなくてもいいのかどうかというのをお聞きしたいんですが…。

○高三瀦障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

療育手帳につきましては、心理判定員の判定が非常に重要でございます。各圏域に心理判定員が出向きまして、そして、市役所あるいは保健センター等で場所をつくって、そこで面接、あるいは心理判定を行うというのが趣旨でございます。

ドクターの所見につきましては、事前にいただく場合もありますし、再度所見をいただくというふうなこともありますので、その場その場でお医者様に御足労いただく、審判を賜るというふうなことは基本的にはないんじゃないかなというふうに思っております。

仕組みにつきましては、これから進めていきたいと思っております。

○岩本浩治委員 この療育手帳に関しましては、以前、都道府県によって療育手帳の判断基準が曖昧だというのが大分出ましたがこれは、どういう具合になっていくのかどうかをちょっとお知らせしていただければと思います。

○高三瀦障がい者支援課長 委員御指摘のとおりでございます。

療育手帳につきましては、通知行政、法律に規定されている手帳ではございません。身体障害あるいは精神保健福祉手帳につきましては、それぞれの法律で規定がある手帳なんです、療育手帳だけは都道府県で様々でござ

います。

熊本県では4段階、A1、A2、B1、B2というふうなことでございますが、東京都では愛の手帳と言ってみたり、あるいは名古屋とかでは発達障害のための手帳交付をしたりというふうなこともあって、様々でございます。これの統一をしようというふうなことでは、大分前に知事会も含めて統一見解をしよう。つまり、あそこでは手帳をもらったけれども、ここに来たら手帳がもらえないというふうなことで非常に混乱もあったところなんです、それを統一化しようという動きはあったんですけれども、いまだに現状が維持されているというふうな状態でございます。

○岩本浩治委員 十分分かりました。ありがとうございました。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 3点お尋ねいたします。

11ページの下段に結核予防関係がありまして、これは複数課で何かやっているみたいですが、ここでも、ここで私立学校をあえて抜き書きしているんですけれども、公立学校はもう一般的にやっているというふうに理解しているのかな。多分レントゲン検査じゃないかなとは想像するんですけれども、もう普通にやっているから、ここはあえて出したのかなというのをお尋ねしたいと思います。

それと、29ページで、説明欄の2、生活福祉資金というのが、コロナのときにちょっと問題になって、貸付け受けられなかった方がかなりいたんですけれども、今は落ち着いているのでしょうか。

それと、その貸付けできなかった理由は明確にならなかったんですけれども、ニュアンス的には返済不能な方には貸せなかったような感じがしています。現在、この貸付金の回

収といますか、ちゃんとできているのかというのをお尋ねしたいと思います。

最後に、73ページで、医師修学資金貸付制度で、寄附講座で10年ぐらやっていっていると思うんですけども、この支援を受けた学生さんの定着率はどのようになっているのかなというのと、条件が10年ぐら熊本県に勤めるというような感じじゃなかったかなと思っていますが、そこら辺を教えてください。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、結核の件でございますけれども、当課のほうが私立学校というところで補助金を出しておりまして、公立については、手元にデータがございませんので、後ほど確認をしましてお知らせさせていただければと思います。

○富安社会福祉課長 生活資金で、コロナ禍特例貸付けの分のお尋ねかと思いますが、よろしいですかね。

この貸付けにつきましては、令和2年3月から令和4年9月末まで貸付けをしまして、もう現在では貸してはいない状況でございます。

貸付決定ベースで約157億円ということですが、今もう令和5年1月から償還が開始されて順次回収されていますが、一方で、例えば償還の免除というのもございまして、まず第1に、住民税非課税世帯については免除されます。あと、償還開始以降に生活保護受給や自己破産した場合など、3番目では、住民税非課税世帯以外でも、就労支援だとか家計改善支援等継続的に行って、償還猶予も受けながら、それが終わっても、これ以上もう増収とか支出見直しが困難な場合で、今後も償還見込めないとなる場合には、県社協のほうの判断、職権で償還免除と、大きく3点の観点から償還を免除しておりまして、現時点で

は、償還予定額に対して約49%が免除されているというふうな状況でございます。

説明は以上です。

○笠医療政策課長 3点目の医師修学資金貸付制度について御説明をいたします。

この制度は、先ほど御説明いたしましたように、いわゆる医学部在学中に、学費、生活資金等貸付けをしまして、大学在学期間の1.5倍の期間を熊本県内で御勤務いただくということが前提となっている制度です。

1.5倍御勤務いただくと返還が免除になると。通常6年大学通われますので、9年勤務を課されるということになります。

平成21年度に制度が開始をされておりまして、その義務を明けられた医師というのが、昨年度末まで義務があらわれて、今年度から義務明けになられている方が初めての方で、その方がお1人いらっしゃいます。その方は、県内の医療機関にお勤めになって、今後、そうやって義務を明けていかれる先生方が増えてまいりますので、そういう先生方には、なるべく県内に残っていただけるように、県のほうからも働きかけ等やっていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○西聖一委員 貸付金のほうは49%免除ということで、ちょっと驚いたんですけども、いろいろあって債権放棄みたいなことが出てますから、そうならないように、強制というか、免除はせなん部分はあると思いますけれども、もう債権放棄のようにならないように、ちょっと回収をお願いしたいということです。

それと、医学生は今年から先生になっていただけるという話ですけども、見通しとしては、増える見通しでいいんですかね。それをお聞きしたいと思います。

○笠医療政策課長 今年義務明けられた先生も、要は、大学を出られて9年間ぐらいは医師として働かれていらっしゃいますので、まずはその義務期間内できちんと県内で働いていただくというのが大事なかなとは思っています。

その後、義務を明けられた後も、そういう県内勤務の御経験を生かして、熊本で働くよさとかをきちんと感じていただいて、その後も、県内で定着していただくように、県としても、熊大等と連携をして、医師の皆さんに働きかけができればと思います。

ちょっと、それぞれの先生方のキャリアビジョンで熊本に残られるとか、県外にどうしても学びたいところがあって、そちらに行かれるとかっていうのは出てくるかもしれませんが、せっかくこういう制度を使って熊本で働いていただいていますので、残っていただけるようにこちらも努力していければと思っています。

○西聖一委員 本当、せっかくいい制度ですし、医師不足というのは深刻ですから、もう場合によっては、貸付金額をもっと増やすとか優遇してでも、その医師確保には頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○弓掛健康危機管理課長 先ほどの結核の件でございます。

学校の健診法の中に結核という項目がございますので、各公立学校の設置者において施行されるかと思います。失礼しました。

○西聖一委員 了解しました。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○久保田高齢者支援課長 先ほど、冒頭の藤川委員からの御質問の点でございますけれど

も、修学資金貸付けの実績でございますけれども、データございましたので申し上げます。

令和元年度以降で申し上げますと、元年度が196人の6,600万、それから2年度が206人の6,800万、3年度が215人の8,500万、ここまでは増えておったんですが、4年度が190人の8,000万、5年度が208人の6,400万、それで、今年度が、先ほど申し上げました163人で5,400万と、ここ3年が、やはり減り続けているという状況でございました。しっかりと今後取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○本田雄三委員 御説明ありがとうございます。

23ページの老人福祉費関係で教えてもらいたいと思います。

大きい2番で、高齢者福祉対策費が計上されておりまして、認知症の患者の方たちの診療の場所であるとか相談体制、以前、ちょっと一般質問でも質問させていただいたんですが、県下にそういう診療をされる場所を増やす事業を展開するというような方針で動いておられるかと思いますが、今、県下に何か所ぐらいそれが設置をされ、この予算が適切かどうかはちょっと私分からいんですけども、早期発見と相談体制、そしてその地域で居住をなるべくしていただくという趣旨ではなかったかと思いますが、そこらあたり、分かる状況があれば教えてもらいたいと思うんですけども。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

御質問ありがとうございます。

認知症の医療が受けられる場所のお話でございますが、診療所の数とか、そういう形で

はちょっと把握はしていないところなんですけれども、まず、かかりつけ医の先生にまずは丁寧に診ていただくというのが一番、第一歩かと思っておりますので、かかりつけ医の方の研修、認知症の対応力を上げていくための研修などを行っております。まず、ここを入り口に、あとは認知症サポート医というのを県のほうで制度を設けておまして、こちらのほうのサポート医も数を今増やしているところで、県のホームページなどでも御紹介をしているところです。こちらは、認知症を専門的に診れる先生方というふうになっております。

次の段階としまして、こちらの(1)の予算で計上しております認知症診療・相談体制強化事業の中で予算をいただいております認知症疾患医療センター、こちらは県内に12か所ございますけれども、こちらのほうでは専門医の先生も複数おられまして、かなり鑑別が難しい患者さんも含めて総合的に医療を行っているところでございます。

こういった3層の医療体制で熊本県の認知症医療を支えているということでございまして、各二次医療圏ごとにこの疾患センターを設けておりますので、それぞれの地域、身近な地域で、かかりつけ医の先生から専門医に御紹介いただいて、十分な認知症を早期から診察、診療できる体制を構築しているところです。

以上です。こども

○高島和男委員長 ほかに。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

そういう12か所、そういうふうに設置をされて今運営されておられるのであれば、やはり増えてくるであろうと予想がされておりますので、この予算が適切かどうかはよく吟味していただきながら、十分手当をしていただきながら、体制を強化していただければと思

います。ありがとうございました。

○高島和男委員長 ほかに質疑は。

○藤川隆夫委員 認知症の話が出たので、ついでにと言ったらおかしいんですけども、若年性認知症の件で、ちょっとお尋ねなんです。

これは、ネットワークの構築とあるんですけども、もともとこの若年性認知症の方々の生活に関して様々な形で施策も今までもやってきてもらっていますし、事業に取り組まれていると思いますけれども、現状、若年性認知症の方が、若年性認知症だけを扱うような介護がメイン、精神科がメインかもしれませんが、そういうふうなところが、現時点で熊本県内にあるのかどうか。

私の感覚で言うと、恐らく高齢者から若年性まで混じっているところが大部分だろうというふうに思うんですけども、逆に言うと、この若年性と高齢者の認知症はやっぱり質が違うので、できれば、若年者の場合は、それだけある程度のボリューム、そこに入ってもらったほうが本当はお互い生活がしやすいのかなというふうには思うんですけども、今現状はどうなっていますかね。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

御質問ありがとうございます。

若年性認知症の方の生活支援でございますが、現状では、主に認知症疾患医療センターのほうで医療については担っているというのが現状でございます。やはりほかの精神疾患との鑑別も非常に難しいというところもございますし、やはり特有の問題もございますので、そこは専門医で診られているのが現状でございます。

また、介護、また、生活支援の面でございますが、おっしゃるとおり、高齢者の認知症

の方と同じスタンス、サービスを受けておられる場合も多いと思いますが、県としましては、若年性認知症の方を受け入れてくださる介護施設、特にデイケア、デイサービスとか、そういった事業所を増やすような取組を行ってまして、そういう中では、若年性の方だけを一つの区画の中でデイサービス受けていただくようなことに取り組んでおられる事業所もございます。

そういった先行されている事業所の方からほかの介護施設事業所も学んでいただくような派遣型とか、現場で実習的に見ていただくような取組をしていただいて、そういった若年性の方も専門的に受け入れていただく事業所を少しずつ増やしているところでございます。

以上です。

○藤川隆夫委員 今言ったように、今の形で、やっぱり若年性認知症対応ってのは、これから増えてくるというふうに考えておりますので、メインは恐らく精神科になるんだろうというふうに思いますけれども、その中で、若年性の方同士でいろんな形でのコミュニケーションをそっちのほうを取りやすいので、これは、高齢者がいると、全くまた話が別になってきますので、そういうふうな形での、そういうふうな場所をやっぱいろんなところに増やしてもらおうということが一つ必要かと思うし、そこから就労へというところにやっぱ結びつけていかなきゃいけないんだろうなというふうに思っておりますので、そういうふうな形で進めてもらえばいいし、そのためのネットワークというふうに、これは考えていいのかな、事業としては。ということでもいいですか。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

先生のおっしゃるとおり、この自立支援ネ

ットワークの中では、就労のみならず、生活面での支援、また、先ほどの受入れ事業などを行っていらっしゃる事業所の皆さんが、関係者が集まって、ケースワークも含めて、常日頃、どのような相談支援を行っているかという情報交換をし合いまして、連携を図るという場でございます。

やはり若年性認知症の方におかれましては、固有の問題がございますので、若年性認知症の方同士がつながり合えるような集いの場なども、認知症の家族の会のほうを通じて行ったりしておりますので、こういった取組を増やしてまいりたいと思っております。

以上です。

○藤川隆夫委員 ありがとうございます。以上です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 関連していいですか。

さっき本田委員からも増えてくるというふうなお話があって、私の周りもそういう傾向があるなど感じることも多々ありますが、それなりの地位で御活躍をされている方、あるいは、元、それなりの地位で御活躍をされた方、非常に地域のリーダーとして御活躍をされた方という方がそういう状況になっていくという段階で、かかりつけ医に行ったり診断に行くと、今おっしゃったような対応があるんでしょうが、その最初のこの一声をかけるというところで非常に皆さん戸惑う。

以前、私たちもオレンジのリボンつけたりして勉強会なんかさせていただいて、今あいうのが役に立っているなど思うことが多いんですが、サポーター制度とかいろいろあって、それなりに普及啓発をして、そういう人たちが地域にはいるんだけれども、そういう知識がない方は、いやいや、最近、あの人、いろいろ会議出てきて、訳分からぬこと言う

とるねとかというのが、まことしやかに広がったり、世代が違う会合等にも、元職の人なんかはやっぱり地域のリーダーだったので、行って発言されると、そこで誤解を生んで、何か若い人と対立したりとかというのも結構見えます。

で、御家族にも知らせなければならない、地域の民生委員さんにも知らせなければならない。全体のチームとして対応していくというのがいいんでしょうが、なかなかその最初の一声を誰がかけるのかというところで非常に難しい面が出てきているように思いますが、そのあたりは、例えば県に相談があったり、地域の出先や市町村とかではどういう指導をなさっているのか、どういうアドバイスをされているのか、それぞれのケースで違うと思いますが、そういう相談が今増えているのではないかというふうに肌感覚では感じんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

今御質問いただきました認知症の方が増加する中で、これまで社会的にいろいろ御活躍された方が、なかなか認知症が、御本人も、また、周りの方もなかなか気づくことができない、また、病院につながりにくい場合に、どのように最初の一步を踏み出すかということだったかと思いますが、やはり認知症疾患医療センターの先生方にお伺いしますと、やはり御本人が、何となく物忘れが以前よりもひどくなったとか、以前までできていたことができないときがあるとか、そういった御本人の気づきで診療がスタートする場合が多いということはお聞きしております。

そうではありますが、なかなかそこが精神科医療につながるかどうかと申し上げますと、直ちにそういうことでもございません。

そういった中で、1つは、認知症家族の会に委託して行っておりますコールセンター、

まず、電話で御相談いただくという形で、この相談も増えております。

こういった形で、まず、こういったルートでそういった診療を受けたり、生活面での支援を受けたりができるかというふうな情報を得ていただきながら、必要な場面で、まずはかかりつけ医に御相談になったり、地域の包括支援センターのほうといろいろ御相談されたりとか、そういったものにつなぐようにしております。

やはり今回認知症基本法であったり、国の基本計画が出されましたけれども、その中でも、やはりまずは、県民の方、周囲の方の理解が一番重要ということで書かれております。

県民の方が認知症というそのものでありますが、認知症の人がこれまで歩まれてきたそういった生活とか、そういったお立場とか、そういうことに対して理解を深めて地域の中で暮らし続けることができるような、そういった社会づくりが最も大切だと考えておりますので、今までもそういったことに取り組んでまいりましたが、今後ともそこには力を入れて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○溝口幸治委員 ありがとうございます。

また、具体的におつなぎはさせていただきますけれども、私も今、そういうコールセンターがあるんだというのは、実は不勉強で初めて知ったわけですが、いろいろな手段があると思いますので、そういう情報提供をしっかりと私自身もやっていきたいというふうに思います。

やっぱり県民の方々に、これは誰でも、若い人もお年寄りもみんなやっぱりそういう意識を持って接すると、接し方が違うんだけれども、その知識が完全に飛んでって、昔のその人の感覚というか、やっぱりそれなりの地

位で立派な方だと、特に、やっぱりみんなが勘違いしてしまうので、そういう県民の理解醸成というか、そういうのもしっかりやっていただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

先ほど西委員のほうからお尋ねのありました医師修学資金に関しまして、義務明けの医師がお1人ということでお答えをさせていただきましたが、大変申し訳ありません。義務明けの医師はお2人でございまして、お2人とも県内の医療機関で継続をして勤務をされているということでございます。大変申し訳ありませんでした。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

○溝口幸治委員 62ページ、障がい者支援課の、この自殺対策ですけれども、まあ、非常に痛ましい事件というか、事故も全国紙ではよく見ます。本県の現在の状況と、この自殺対策というのは、熊本県でいうと、どういうところで対策を決めてやっているのかということと、もちろん効果があっているんだろうと思いますが、そのあたりの効果があった事例等々があったら、ちょっと御紹介をいただきたいと思います。

○高三瀦障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

委員御指摘のとおり、自殺対策については、痛ましい事案が非常に多うございます。喫緊の課題だと承知をしております。

先般、国の推計値、暫定値なども出てきましたけれども、熊本県は若干減っているとい

うふうな傾向にあるということを申し上げてよろしいかと思います。若年層も含めて少し減っている状態が確認されております。

それから、対策につきましてでございますが、精神保健福祉センター、あるいは民間の団体等も含めて非常に対応していただいております。電話相談、あるいはSNSを使ったようなもの、また、ゲートキーパーというふうな言葉も聞いていただいたことがあると思いますが、いわゆる必要な方々を支援につなぐような、仲立をされるような方々、この方々の養成なんかに取り組んでおります。

特徴的なものとしては、県立大学の学生さんたちが、こういった部分に取り組んでいただいております。若い人たち、そして仲間内でそういうふうな気持ちの落ち込みなんかがあるような方々についてはというふうなところについてのサポートを、協力をしてもらっているところです。

先般のこどもまんなかにつきましても、子供の自殺対策、若者の自殺対策、非常に肝要だというふうなところで記載も入れさせていただいております。こういったところの取組をさらに進めていく所存でございます。

○溝口幸治委員 ありがとうございます。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第36号、第38号、第51号、第56号、第66号から第69号まで、第81号から第83号まで及び第88号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

議案第36号外11件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。
よって、議案第36号外11件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

報告事項の2ページ、A3のポンチ絵のほうをお願いいたします。

熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について御報告させていただきます。

本計画の改定案の概要につきましては、11月定例会の本委員会において御報告させていただきましたので、その後の変更点及び経過について御説明させていただきます。

まず、変更点についてでございます。

前回の本委員会において、計画名に含まれるインフルエンザに対するイメージから、新たな感染症への対策であることが県民に伝わりにくいのではないかと御意見を頂戴しました。

このため、資料の一番上の真ん中ほどになりますが、今後起こり得る新興感染症に対応する内容ということが分かりやすくなるように、新たな感染症危機への備えという副題を追加しました。

次に、資料の一番左側の中段の少し下ぐらいの第2章の3、時期区分の想定の準備期についてでございます。

この準備期について、県民に分かりやすい表現にすべきとの御意見をちょうだいしました。

このため、計画の本体を含め、準備期については、平時ということが分かるよう、括弧書きで平時を併記しております。

1ページお戻りいただきまして、報告資料の1ページをお願いいたします。

こちら、一番下の5のスケジュールをお願いいたします。

前回の委員会での御報告後、先ほど御説明させていただきました変更点を反映させた上で、昨年12月23日から今年の1月21日までパブリックコメントを実施しましたが、意見の提出はございませんでした。

今回の御報告後、今月中に計画の改定手続を完了し、公表する予定としております。

健康危機管理課からの御報告は以上でございます。

○竹中子ども未来課長 子ども未来課でございます。

3ページを御覧ください。

こどもまんなか熊本・実現計画の策定について御説明させていただきます。

9月の議会におきまして、計画の中間整理を報告させていただきました。その後の計画案の策定の経過については、この3ページの2のところに記載しているところであります。

幅広い年代から御意見を伺うこども未来創造会議ですとか、パブリックコメント、経済界、労働界と知事との意見交換会などで出された御意見を踏まえ、前回報告した中間整理に修正を加え、数値目標、指標を追記しているところであります。

その下の表につきましては、御意見として

数々あったうちのごく一部とそれの反映状況というのをサンプルでつけております。

続いて、4ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらが計画の基本方針編の案の概要であります。

右上の米印の2行目のところにありますように、もろもろ御意見を踏まえまして、下線部分を追記、修正をしております。

また、青字のところが、そのほかの主な追記分ということでございます。

まず、もう一度振り返りのために、この資料の中の左下のほうで、3の計画期間という項目がございまして、その3つ目の米書きのところを御覧いただきたいと思います。

この計画の構成につきましては、今後5年程度を見据えた基本的な方針などを定める基本方針編と、これに基づき具体的に取り組む施策を中心にまとめる具体施策編の二部構成としまして、具体施策は毎年改定ということとしております。

続いて、裏面のほう、5ページを御覧ください。

この7番のところで「こどもまんなか熊本」を実現するための施策例というふうに記載しています。これは、下線部分が、御意見を踏まえまして中間整理から追記しているものでございます。

また、ここに記載のもの以外にも、意見を踏まえまして、本文の中では追加、修正などを行っているところであります。

また、その下のほうの8番のところで青字で記載しているところでございますが、数値目標や指標ということでございます。

これは、中間整理の段階ではまだなかったものでありますが、数値目標は、「こどもまんなか熊本」の実現に向けたものでありますので、子供、若者がきらきら輝いているか、また、県民の皆様が家庭や子育てに夢を持っているかということを軸として設定している

ものでございます。

また、指標というものにつきましては、数値目標は置かないのですが、子供、若者、子育て当事者の置かれた状況を把握するための指標ということで、継続的にフォローしてまいります。

その下の9番の今後の予定の関係につきましては、後ほど別の資料で御説明させていただきます。

続いて、6ページのほうを御覧ください。

こちらが令和7年度のこの計画の具体的な施策編という、1年ごとに更新していくものの案の概要でございます。これの左側のほうで、重要事項や5年間の主な取組と書いていますが、これは、先ほどの5年間変わらない基本方針編の柱立てでございます。その右のほうで、令和7年度、主な取組施策ということで、これが具体施策編の内容でございます。下線部分が新規、拡充の内容ということでありますし、この右上のほうで凡例も書いてますが、マル新やマル拡というこのマークをつけていますが、この中にはゼロ予算のものも含んでおります。

ここで幾つか御紹介させていただきますと、まず、左側のほう、柱立てでいいますと、こどものライフステージに応じた支援の一環としまして、これの右のほうの2つ目のところで、マル拡のいじめ・不登校への対応というのがございます。

これは、2つ目に書いてますように、オンライン教育支援センターの試行などを行っていくことをしています。

また、次の柱立て、若者の夢が実現できる環境整備、こういうものにつきましては、左の1つ目のところではありますが、マル新ということで、若年女性の起業支援というものに取り組んでまいります。

また、その次の柱立て、希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援であります。左の3つ目のところにありますように、不妊治療

の経済的な支援の充実に取り組んでまいりますし、また、あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援というところで申し上げますと、この左の4つ目のところで書いてますように、県庁が率先して取り組む子育てしやすい職場環境づくりというものに取り組んでまいります。

また、その次の柱立て、特に支援が必要なこどもへの支援ということで申し上げますと、右の1つ目、自殺対策ということで、ゲートキーパー養成について、研修の新設などに取り組んでまいります。

また、その下の施策を推進するために必要な事項ということで、左の2つ目のところ、マル拡の保育人材不足への対応と不適切な保育への対応ということで、新規、拡充に取り組んでいくほか、右の1つ目のように、教職員の働き方改革の更なる推進ということで、教員業務支援員の全校配置などに取り組んでいくということをしています。

続いて、7ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらが、このロードマップイメージということで書いておりまして、これまで順次進めてきて、3月に議会報告の上、計画公表ということとしてますが、令和7年度の欄で矢印の中に書いてますけれども、次年度以降の具体施策編改定を見据えまして、特定の論点を深掘りする議論、検討を行っていく予定であります。

その過程で、引き続き、当事者、関係者の御意見を伺ってまいりまして、この具体施策編というものについてを、その下の③の欄ですけれども、秋頃に中間整理して、春頃、計画改定をしていくというのをローリングしていく予定であります。

説明は以上でございます。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

報告事項の3番、熊本県社会的養育推進計画の改定について御説明をいたします。

資料の8ページをお願いいたします。

1の目的にありますとおり、令和2年3月の策定以降、令和4年に児童福祉法が改正されて、子育て世帯への支援や養育環境の整備に係る支援が強化されております。これを踏まえまして、計画の中間見直しを行うものでございます。

計画の改定に当たりましては、4、基本的な考え方の部分でございしますが、家庭養育の優先やパーマネンシー保障の実現といった基本的な考え方を踏まえまして改定作業を行ったところでございます。

6のスケジュールを御覧いただきたいと思っております。

昨年12月に、本委員会におきまして計画の素案を御説明させていただきました。その後、12月19日から1月17日までパブリックコメントを実施いたしましたが、御意見の提出はございませんでした。

このため、次のページに計画の概要等を添付しておりますが、前回の委員会で御説明した内容から変更等はしてございません。

本日の御報告の後、今年度の改定手続を完了させまして、公表まで行いたいと考えております。

報告は以上です。

○高島和男委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 6ページの希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援の中の結婚支援等の更なる推進のための調査研究ということで、先ほど予算のほうにも、くまもとスタイルという形で書かれていたような気がするんですけども、まずは、1つは、そのくまもとスタイルって何だろうかって話と、このよかボ

ス企業等の在り方の再検討と書いてありますけれども、よかボス企業ということで県のほうに登録されていますけれども、実はそのよかボス企業は常にずっとよかボス企業なのかどうか、それをチェックしているのかどうかということと、それと、このよかボス企業がこの結婚支援にどういうふうに関わってくるのかちょっと見えないところがあるので、ちょっと教えていただければと思います。

○竹中子ども未来課長 子ども未来課でございます。

まず、御質問1点めのほう、くまもとスタイルというものにつきましては、熊本におきましては、その県とか行政とかだけで、そういった結婚支援とかそういったことをしていくということじゃなしに、企業ですとか、あとは、地域の方々にももろもろ御協力もいただきながら、そういった結婚支援などを進めていこうということで、くまもとスタイルということで言っております。

よかボスにつきましては、これまで、よかボス宣言ということで、言わば自身の職場における従業員のワーク・ライフ・バランスのようなどころについて配慮していく、加えて、自分自身についても、そのワーク・ライフ・バランスを充実していくようなことという、そういうことに取り組んでいる、そういった方々によかボス企業ということで、そういったことに取り組んでいくよということをよかボス宣言ということで言っております。

ただ、これまでにつきましては、そういった形で宣言をしているということで、こちら県のほうにこう言っていただきましたら、それを基に我々のほうから、あなた方のところはよかボス企業ですねということで申し上げておりましたが、その後、どんな形で取り組んでいるのかというのが、あまりウオッチ

が、正直できていないところもございました。

県庁内では、ほかにブライト企業という仕組みもございますが、そちらのほうでは認証制というのでやっていたりとかもしますので、そういったような取組ですとか、他県の状況なども見ながら、今後のよかボス企業の在り方について再検討していきたいなというふうに思っているところでございます。

説明は以上です。

○藤川隆夫委員 今言った形で、よかボス企業が本当によかボス企業かどうか分からぬという話は、私はそういうふうに思っているもので、やっぱり常にチェックをしながらやっていけないといけないというふうに思います。

今度は、よかボス企業ということで、就職を目指す方々も実はいると思いますので、いい企業だから行きたいなと。だけど、実態は違ったって話になったと、これはちょっとまた問題だろうから、先ほどのあったブライト企業と同じような考え方で、やっぱりそういうようなチェック機構というのは、やっぱり県が言う以上は持つべきだろうというふうに思っておりますので、そこはそういうふうにやっていただきたいと思います。

さっき言った、これがどう結婚と結びつくのかはちょっと分からないのと、もう一つは、やっぱりくまもとスタイルという以上は、熊本が独自にやっているものが何かないと、やっぱりよそも恐らく似たようなことをやっていると思ったので、ちょっと聞いたんだけど、そこはもう一回ちょっとよければ……。

○竹中子ども未来課長 子ども未来課でございます。

まず、よかボスというのが、結婚にどうつながるかということにつきましては、これまで、よかボス企業ということで、ちょうど今

週も、そのよかボスAWARDSということで、そのよかボス企業の中でも、とりわけ結婚、妊娠、出産、子育てとかに何かしら取り組んでいるということであれば表彰するということも行っているんですが、そういった企業さんの中では、結婚休暇だとか、その結婚の関係でのお金の面での手当だとか、そういったことをしているところもございますので、そういったところも含めて、このよかボスというところでは、これまでも見てまいりましたので、そういった意味で、ここで結婚支援等と言っている結婚支援にもそのよかボス企業ってのはつながりますけれども、等と書いていますのは、結婚支援に限らず、よかボス企業というのが、妊娠、出産、子育てとかそういったところにも関与しているという意味合いも含めて、等というふうに記載しているところでございます。

くまもとスタイルというものについて、どれくらいがその熊本独自というふうに言えるものかというところにつきましては、實際上、他県においても、そういった形で企業だったりとか、その地域の方々とかに関与していただいているということはあるかと思うんですが、当時、このくまもとスタイルというのを、よかボス企業とかでやっていこうということで、平成30年の8月に発足しているところですが、その当時は、そういった形でやるのが熊本の独自性みたいなところとして打ち出していたところもあるかと思います。

ただ、最近では、そういった動きというものも他県でも一定枠見られるということもあるかと思いますので、もう一度、熊本の独自性、くまもとスタイルと言うに足るような姿というのがどういったものかというのも含めて、これから再点検の中で検討してまいりたいなというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 分かりました。了解です。

以上です。

○溝口幸治委員 ちょっと関連していいですか。

藤川委員がおっしゃるとおり、その関連性が分からないという御指摘もあるし、きちっとつながるように努力をしてほしいんですけども、すみません、ブライツ企業は、申請をして、いろんなチェック項目があって、それをクリアしていったブライツ企業ですよと認められるんですよね。

よかボス企業は、よかボス宣言で、何かいわれる気合の話ですよ。俺もそういうのを目指しますと。だけん、何か当時、田嶋副知事とかも手挙げたりとか、蒲島知事が手挙げたりじゃなかったっけ。市町村長がということで、気合の世界なので、そこは、チェックするというよりも、それを目指します、目指すんだけど、今おっしゃったように、特別ちゃんとやって、藤川委員がおっしゃったように、ちゃんとその結婚、出産に結びつくような特異の取組をしたところは表彰することなので、そのやり方でいいのではないかなと思うんですよ。

これをチェックしますと言ったら、もうよかボス宣言なんて手挙げきらぬぞなとじゃなかかなと思うので、そこはやっぱり整理したほうが分かりやすいと思う。

よかボス宣言は、今まで気づかなかつたけれども、結婚、出産に力を入れていきたい若い女性や若い男性にもっと手厚く支援したいと思った瞬間に、もうぱっと手挙げてもらって、いわゆる自分で自分を追い込んでもらうというか、プレッシャーをかけるという制度でしょうから、これは、たくさん手を挙げさせたほうがいいと思うんですよ。けれども、本当にそれがつながったかどうか、藤川委員がおっしゃったように結びついたかどうかというのは、2～3年とか何年か蓄積していけば、その表彰が蓄積していったら、先進事例

としてそれが波及していく、それがくまもとスタイルみたいなものになっていくのが理想的であって、今、くまもとスタイルと言われたって、何がくまもとスタイルなんだろうと、多分こっち側は思うので、そこを目指していくということを明確に部長あたりから御答弁いただければ一番分かりやすいのかなと思いますけれども。

○下山健康福祉部長 すみません、溝口委員から、まとめていただいてありがとうございます。

我々も深く、確かにくまもとスタイルって何だろうねと議論するいとまもなく、じっくり考えたことなかったんですけれども、始まったときは、もうやっぱり熊本独自だったので、課長が答弁しましたように、そういう形で進めてきたんですけれども、課長言いましたように、先ほどよかボスAWARDSもありまして、やはりたくさんの企業が、それぞれのできることは限られますけれども、特に中小企業でできることは非常に限られてくると思うんですけれども、やはり横のつながりの中で、少しでもいい人材を確保したいという部分を、どちらかというとモチベーションに、よかボス宣言というのをしているように感じました。

今後とも、もう少し熊本らしさってどういうところが——あえて言うと、そういった企業、全庁を挙げて、今回推進本部というのを知事が立ち上げましたので、商工部局とか農林部局とかとも連携しながら、各縦ラインで、また、いろんな関係団体にも御協力をいただきながら機運を醸成していったって、そういった事例をどんどん増やしていったって、また、そういうふうなものをまねしていただくことによって、もう熊本の企業全体がそのような機運になるようにというふうに思っております。

ちょっとまだ、今段階では、このぐらいで

申し訳ございません。

○高島和男委員長 ほかに。

○本田雄三委員 4、5、6、7、すばらしい資料で、ありがとうございます。

ただ、所管といいますか、健康福祉部さん等で主に扱われる業務、かなりまた幅広く掲載してありますので、我々は見やすいんですけども、ただ、道路のことであるとか、教育委員会が担わなきゃいけない魅力ある高校とか、かなり幅広く網羅してありまして、大変だなと思っておるところもあります。

ただ、新規と拡充とありますけれども、これは、他部門といいますか、他部局に関わるところは拡充というよりも、共通とか何かそういうふうなのほうがよくはないかと思ったんですけれども、全て健康福祉部さんでこれを担われると、こどもまんなか推進ということで、確かに共通しているところあるかとは思いますが、そのあたりがいかかなかなと思っているところです。

部長のほうで何かもしお話があれば。

○下山健康福祉部長 この表でございます。すみません、私がちょっとよく理解できてなくて。

様々な部局の事業を、これ挙げておりまして、一番上の右側のインクルーシブ教育、これは、教育委員会が中心となった取組でございます。何か健康福祉部の事業が多いんですけれども、このように、事業としては、各部局から出てきたものを我々が集計をして、ここにはこれだけ出しておりまして、共通といいますか、再掲している部分もちろんございます。こちらの取組に資するものが別のところに資するというようなところで連携をしているんですけれども、すみません、ちょっとまだ質問の意味がよく分かっていなくて。申し訳ありません。

○本田雄三委員 健康福祉部さんの所管の中で、こどもまんなか熊本の計画を立てられておられると思うんですけども、計画の中に、新規、拡充等々含めてありますけれども、健康福祉部さん以外の部分も、今おっしゃったように網羅されておられますので、この健康福祉部というのは、我々の見方じゃなくて、幅広く、他部局も含まったところの計画というふうに理解しなくちゃいけないのかなと思うんですけども、それで間違いないんでしょうか。

○竹中子ども未来課長 子ども未来課でございます。

最後に委員のほうからおっしゃっていたように、健康福祉部領域のもののほうだけじゃなくて、県庁全体の事業だとか、そういった取組に関する計画ということで御理解いただければと思います。

もともと知事が公約なり、もしくはその後も、申しておりますように、こどもまんなかに関しましては、健康福祉部領域だけではなく対処し切れないようなところというのが多々ございますので、そういった意味では、他部門ともよく連携しながらやっていくという意味合いで、こういった形で健康福祉部以外の部分も含めた計画にしているところでございます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和6年度厚生常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起

された要望、議案等の中から取組が進んでいる主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部とで協議し、当委員会としては、7項目の取組を上げた案を作成いたしました。ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により取組が進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査検討を続けておられますが、これらの項目を特に具体的な取組が進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして何か御意見等はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 では、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、簡易な文言の整理、修正があった場合は委員長に一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして第6回厚生常任委員会を閉会いたします。

午後0時3分閉会

—————○—————

○高島和男委員長 なお、本年3月末をもって高三渚障がい者支援課長及び境薬務衛生課長が退職となられます。

それぞれ一言ずつ御挨拶をいただければと

と思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、1人ずつ、一言ずつでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

高三瀦障がい者支援課長、お願いします。

（高三瀦障がい者支援課長、境業務衛生課長挨拶）

○高島和男委員長 ありがとうございます。

なお、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、堤副委員長はじめ委員各位の御協力をいただき、委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、終始熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、下山部長、平井管理者をはじめ執行部の皆さんにおかれましては、常に丁寧な説明と答弁をいただき、心から感謝を申し上げます。

そして、この3月をもって勇退されるお2人におかれましては、本当に御苦労さまでございました。御勇退後の新たな場所での御活躍をお祈りしたいと思います。

最後に、委員各位並びに執行部の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

次に、堤副委員長からも一言御挨拶をお願いします。

○堤泰之副委員長 それでは、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、高島委員長の下で、委員会運営に努めてまいりました。各委員の皆様には、御指導、御鞭撻をいただき、大変ありがとうございました。勉強になりました。

また、執行部の皆様におかれましても、真

摯に、この時期に対応していただき、心より感謝を申し上げます。

委員、執行部の皆様方には、この委員会で論議されましたこと、それを踏まえ、各施策をまた一層推進していただきたく存じます。

本県がさらに発展して、くまもとスタイルというものをしっかりと確立されていくことを心から祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。（拍手）

○高島和男委員長 以上で終了をいたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後0時6分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長

